

令和8年

健康福祉委員会

3月11日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和8年3月11日

午前10時00分 開会

午後零時19分 閉会

1. 出席委員

委員長	岡島 ゆみこ	副委員長	中堀 りゅういち
委員	服部 龍一	委員	林 ゆきひろ
委員	鵜飼 貞雄	委員	堀内 ちほ
委員	清水 義昭		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
庶務担当係長	大石 明美	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	小串 真美
健康福祉部長	塚本 由佳	市民生活部長	川島 康孝
地域福祉課長	小野寺 良夫	長寿課長	今枝 翼
健康推進課長	川原 静恵	こども保育課長	小川 正寿
指導保育士	柴田 美由紀	指導保育士	鈴木 祐見
保険医療課長	近藤 有紀子	子育て支援課長	松村 清子
共生社会課長	松本 小牧		

5. 傍聴議員

鈴木 智和	浅井 たかお	こんどう のぶお	いとう ひろし
武谷 としお	郷右近 修	毛 受 明 宏	三 浦 桂 司
一色 美智子	月岡 修一	ふじえ 真理子	

6. 傍聴者

1名

午前10時開会

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は8つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席をお願いいたします。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合は出席をいただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内として、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第10号 豊明市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、理事者より簡潔に説明を求めます。

松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） それでは、議案第10号 豊明市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項に基づき、豊明市子ども・子育て会議の設置及び運営について定める必要があるからでございます。

主な設定内容を御説明いたします。

第1条から第2条では、当該委員会の趣旨、設置を定め、第3条では、所掌事務として子ども・子育て支援事業計画及び市町村こども計画に関することなどを定めております。

第4条では、委員会の委員を20名以内とし、委員を構成する者について定めております。

第5条から第8条では、任期、会長及び副会長、会議、関係者の出席等について定めております。

第9条では委任について定め、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

また、本条例の制定に伴い、豊明市附属機関設置条例の一部を改正し、子ども・子育て会議を削除いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

清水委員。

○清水義昭委員 第3条のところになりますけど、所掌する事務ですけども、今までというか、今、子ども・子育ての会議の運営規則のほうがあって、そちらのほうで話し合っている内容と今度この条例を制定することによって所掌する話し合うような内容の違いというのはいくつかありますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 大きくは、これまでは子ども・子育て支援事業計画の策定ですとか推進に関することを定めておりました。このたび、こども計画を策定するということで、こども計画とその推進に関する事務を所掌するというのが大きな違いでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 清水委員。

○清水義昭委員 こども計画というのは今の計画とは何がどういふふう違うんですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） こども計画ですけども、まず大きくは、子ども、若

者、若者も含めた計画となりますけれども、意見を聴取し、そのことを反映するというのが大きな違いとなります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そもそも、まず、先ほどありましたように、会議の運営規則があるんですけども、条例化する意図というか、背景、考えをお聞かせください。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 附属機関条例と現行の運営規則に載っているのが、ちょっと繰り返しにはなるんですけども、子ども・子育て支援計画に関する策定と推進というふうになっておりましたので、こども計画の策定、推進について触れるというところで条例を制定させていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 こども計画を議論の中に含めるというのは分かるんですけども、これは何か国でこども計画を議論するのは条例化しないといけないとか、そういう何か決まりがあるのか、どういうふうなんでしょうかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小串副市長。

○副市長（小串真美君） これは附属機関で委員の方に報酬を払うというところを条例化しなさいというのがあって、豊明市は附属機関設置条例というのをつくって、その中にいろんな委員会が書いてあります。うちの運営ルールとして、変更があったときはこの附属機関設置条例から出ていって独立の条例をつくると。本来は独立の条例が望ましいのではないかとということで、そのルールにのっとって、今回こども計画をつくるということを入れますので、独立させたということ、もともと条例はあったという認識には変わりありません。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 こども計画は、先ほど、若者も含むところの意見を聴取するというような話がありましたけども、その計画をつくるということだと思いますけども、つくる中で若者の意見を聴取する。それは会議の中で聴取することは多分できないと思うので、子どもがいないのだと思いますけども、その意見についてこの会議体の中で審査をして何か方

向性を決めてくというようなことになるんですよね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 第4条のところに委員の方、どんな方が入るのかというのがあるんですけども、子どもや若者から吸い上げた意見を第4条の第2項の第1号から第7号までの間の方で恐らく審議をしていくことになろうかと思うんですけども、本会議質疑でもあったんですけども、ここの中に子どもさんの親御さん、保護者の方というのは、もし明記した場合は何か支障がありますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 現状、保育関係者というところとその他市長が認める者、それぞれ第5号と第7号のところでその他市長が認める者というところでは、市民公募で御参加いただいた方が保護者に当たります。保育関係者のところには、保護者の代表として母親クラブの代表の方にも入っていただいている状況がございます。そういったところもございますし、多くの保護者の代表として承認を何ら得ていない方を委員会に入れるというところでは適切ではないというふうには判断しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 結局のところ、何だかんだの形で保護者が入ることは間違いはないよということですね。

あと、最後のところの説明、もう一回だけいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 多くの保護者の代表として承認を得てらっしゃらない方に委員会に入っていただくことは適切ではないのかなというところがございます。市民公募の方でしたら結果として保護者であったというところでお認めいただけるというか、適切かなというふうに判断しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 つまりはあまたの保護者の中から無作為にピックアップして入れるのはちょっとどうかというようなことですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） ちょっと補足みたいな形にさせていただきたいかと思うんですけれども、保護者というふうにしてしまうと、保護者にはいろんな保護者がいらっしやいまして、幼稚園のお子さんの保護者だとか、小中だとか、高校生だとか、どの保護者がその方を代表とするのかというところの議論にもなってまいります。本市といたしましては、その他市長の認めるところというところで市民公募をさせていただきまして、より適切にいろんな方をこの議論に保護者の方が入っていらっしやることもありますので、その場合、高校生とか、小学校とか、そういった方がたくさんいらっしやった中に偏ることなく選抜できるというところであれば、公募とするのが一番適切ではないかという考えで、わざわざ明記をしていないというところでございます。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 すみません、関係者という書かれ方がされているんですけれども、例えば保育士とか、さっきの保護者みたいな感じで限定するようなことはされないんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 条例では幅広く規定させていただきまして、時代に合わせて委員を選任させていただきたいというところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、保護者の件でその他市長が必要と認める者の中で市民公募の中でというお話があったんですけど、これ、市民公募ですと、やはり申込みがないと選べないと思うんですけど、申込みがなかった場合は、じゃ、保護者の方は選ばれない可能性もあると、そういう認識でいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） そのためにとってはなんですが、保育関係者の中で、先ほど課長が申し上げてますとおり、母親クラブの代表と保護者の一応代表とされている団体の長を置かせていただいておりますので、そちらで対応し、公募がない場合は引き続き公募をさせていただきたいと考えております。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 母親クラブさんというお話が出てますけども、母親クラブってこの直近

で団体数が減ってきてたような気がするんですけども、ちょっとその推移を教えてください。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 母親クラブはもともとは各児童館にあった団体でございます。共働きの世帯が増えるにつれ母親クラブの会員が減りましたので、最終的には令和3年度あたりで西部児童館と二村児童館の2児童館だけ残っておりました。カラットが開設されることに伴いまして二村児童館が閉館となりました。二村児童館の母親クラブが市域全体、市全体の母親クラブとしてカラットを拠点に活動を開始されております。同時に、西部児童館の母親クラブはやはり会員が減っているというところで、なしになったという経緯がございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 清水委員。

○清水義昭委員 なので、今、第5号の保育関係者のところに母親クラブというのが含まれる、含むよというような話だったんですけど、母親クラブさん、存続していただくことが望ましいんですけども、それが活動がちょっと厳しくなる可能性もあるというようなこともあるので、先ほど林委員からの質疑もありましたけども、公募の中で保護者さんをとというような話もありましたけど、実際のところ応募がなければゼロになる可能性もあるので、この条例の書きぶりではというようなことは考えてないですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 保育関係者というふうでうたっていたかしておりますので、母親クラブというものが変容していろんなものになるやもしれませんし、新しい保護者の団体が生まれてくるやもしれません。未来はちょっとなかなか難しいところもありますけれども、市民公募は現在も公募して、ちゃんと応募いただいている状況でございますので、保護者の方もこういう会議に参加したいという方がいらっしゃると思いますので、まずはそちらで対応していきたいと考えております。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の保護者の点ですけども、これ、いろいろ周辺の自治体を見ても、委員の中に子どもの保護者ってほとんど必須のような形で入っているんですね。本市がそういうことでないんですけども、そのあたりは他市の状況だったりとか、そういうのを検討して考えているんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 条例を制定するに当たりましては、条例案を考えるに当たりましては、もちろん他市町の状況も確認はしております。そういった中で、繰り返しにはなりますけども、保育関係者は広く保育に携わる人というところで、保護者も含まれるというところで、本市としましては子どもの保護者というものは入れないという状況になりました。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、先ほどの話に戻るんですけど、こども計画の対象が若者で、たしかこれ、こども計画作成のときに30代ぐらいまでが大体若者だということだったんですけども、そういう方の意見をほかのいろんなアンケートとかそういうので聞くということなんですが、直接その議論の中で反映させていくために、これも委員にすべきじゃないかなと思ったんですけども、そのあたりは検討されてないんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 大学生とか若者という方の委員に入っていただくことも検討はしたんですけども、この会議体でお一人参加していただいたときにどこまで意見表明ができるかということを考えましたときには、アンケートも実施しますし、直接出向いての意見聴取など、あと、ワークショップとか、そういったところで様々多くのお仲間がいるところでお聞きしたほうが忌憚のない意見が出るのではないかとということがございまして、この委員には今回は入れておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 質疑がないようなんですけども、やっぱり条例にいろいろ委員として明記をしないと制度として保障されないと思いますので、やっぱり委員として必須事項に近いようなものは入れるべきだと思うので、ちょっと修正案を出したいと思います。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ただいま林委員より修正案提出の動議がありましたが、文書にて提出願うため、暫時休憩といたします。

午前10時17分休憩

午前 10 時 26 分再開

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お手元に配付いたしましたとおり、林委員より修正案が提出されました。

提出者より説明をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 条例の 4 条の 7 項のところにこの子ども・子育て支援法の保護者の市内在住の者というのを記載しました。多くの自治体で保護者というのは必須のような形で入っております。

先ほど、そういう保護者の方が入っても、いろんな人の全部包括はできないと、代表者じゃないのということなんですけども、そもそもこの附属委員というのは、例えば市民公募もそうですけど、別に市民の代表ではないわけですよね。一市民としてその当事者がどういう意見をするかということをその委員会の中でそれを反映させていくということなので、保護者も一保護者として意見を言ってもらうということは非常に大事だと思うんです。なので、やはり当事者である保護者というのはもう最低限必要なところだと思いますので、制度としてちゃんと保障するためにこれをしっかり明記すべきということで入れさせていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ただいまの修正案に対して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

中堀副委員長。

○中堀りゅういち委員 林委員に質問いたします。お願いします。

先ほど、市民の代表の保護者しかないというように私は受け止めたんですが、一保護者じゃないという理由はどこから拾ったんでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 一保護者、1 人の保護者としての意見ということで、附属機関のこの委員会に入れるべきだという考えで、明記をするべきだという考えです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 副委員長。

○中堀りゅういち委員 ですから、7 番目の市長のところが一保護者ではないということだから入れるという話になるんですけど。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、課長だったか、部長だったか、いろんな保護者、いろいろ

保護者がいると。なので、保護者といってもそういった代表者ではないし、いろんな意見を包括することはやっぱり難しいので、こういう母親クラブだったりとか、そういう団体の代表として入れているというような説明がたしかあったと思うんです。でも、そういうことではなくて、やはりそういった附属機関の委員としては一保護者の1人として入ってもらって意見を言ってもらおうということが非常に重要なことだというふうに思うので、ちゃんと記載をして、入って意見を言ってもらおうという形が本来だという考えです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 当局に質問いたします。

一保護者、本当に保護者さんですよ、は入らないんでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 保護者は保育関係者の中に入っております。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 保育関係者の中、ちょっと待ってください。当局さんにお伺いするんですけども、保育関係者ってすごいいろいろあると思うんですよ。保育士さんだとかも保育関係者になると思います。そこに必ずしも保護者さんが入るということは、この条例から読み取れることは自分ではできないんですよ。

というのと、今ちょうどこの子ども・子育て会議というのが市民の公募をなされているんですけども、その中の要件には保護者であることという要件は全くないわけで、この1号から今の本案のほうの第1号から第7号までで必ずしも保護者さんが入るという保障ができてるんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） ちょっと誤解があったかもしれませんが、保護者という名前で入っているわけではなくて、保育関係者という中に母親クラブという団体の保護者の代表の方が入っているという考えでございます。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 なので、自分が聞いているのは、母親クラブさんが、当局さんに聞くんですけど、母親クラブさんの代表が必ずしも入ることがこの条例から読み取れるん

ですかというふうに、僕は読み取れないので、どうやって読み取るんですかというふうにお伺いしています。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） ちょっと、条例ですので、大きく捉えて表現をしております。はっきり言えば、保育士と書いてしまいますと、保育士の免許がないとここの委員には選任されないということになりますので、保育園の園長が必ずしも保育士の免許を持っているわけじゃないと。そういうふうに細かいところに突き詰めていってしまいますので、大きく捉えて、先ほど課長からも説明させていただきましたが、保育関係者という条例では大きく捉えて制定をするということでございます。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 清水委員。

○清水義昭委員 当局さんに聞くんですけど、そういうことじゃなくて、そういうことではなくて、この保育関係者ということで条例に書いた場合に、必ずしもそこから保護者の代表が選出されるという保障があるんですかと。要は、修正案の場合は必ず保護者が入ることになるわけですね、修正案が可決した場合は。本案の場合は必ずしも保護者が入るという保障がないように自分は読めるんですよ。母親クラブさんを入れるということなんだけど、条例案にはそういうふうに書いてないので、今後入れなくなる可能性もあるんじゃないですかというふうにお伺いしています。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 清水委員のおっしゃっている保障という話になってくるんですけども、必ずしもこの中で保障をされているということとはございません。保育関係者と書いてあるからといって保育園の保育士が入るかといえば、それはそこまでの明記はございませんが、大きく捉えて、私どもとしては、市としては多数の方の御意見がいただきたいということですので、保育士の方も保育関係者の中に入っておりますし、母親クラブの方も代表として入っております。母親クラブの方が保護者の代表として入っていることに重ねてなるのですが、こちらのほうは条例ですので、事細かく一個一個を明記しているのではなくて、大きく捉えて、その時勢に合わせてその方をお願いしていくという市の姿勢でございます。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 恐らく清水委員がおっしゃりたいのは、必ず保護者という方が委員に選任されるということが担保されるのかということだと思うんですけど、そのあたりはどう

为什么呢。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 担保という形ですというふうになるとなかなか難しいかと思いますが、こちらの条例は今まで附属機関の条例の中に入っておりまして、これまでも必ず保護者の方が入っておりますので、引き続き同じように保護者の方を入れていくというふうに考えております。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 すみません、何度も確認なんですけど、じゃ、保護者という言葉を示すことはできない、してもいいんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 他市町で保護者というのが入っている事例は確かにありますし、保護者が入っていない条例も他市町にはございます。必ずしもいけないということではありませんが、市としてはより適正に条例を制定したいという考えでございます。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 原案に対しての質疑に戻ります。

原案に対しての質疑はございませんか。

（ありませんの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

議案第10号に対して修正案も提出されていますので、討論は修正案も含めて行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 原案に反対、修正案に賛成の立場です。

先ほど、既存の規則の中でも保護者の方は入っているというような説明はありましたけども、やはり今の説明を聞いていても、必ず入るかどうかという担保も難しく、時勢に合わせてというようなこともありましたけども、この子ども・子育て会議の趣旨、本来で見ると、やはり子育て中の親、保護者というのがほとんど必須のような会議だと思います。当事者を入れて運営すべきだというふうに思っています。その中で、この組織の委員を掲げる中で、その当事者である保護者がやはり書かれていないというのは、非常に制度とし

て、その方が入れなくてもいいようになってしまうというか、制度として保障されていないような状態になっています。なので、本当に書かれていない自治体もあるとおっしゃったんですけども、私が見た限りだとほとんど書いています。大府市とか、刈谷市、日進、長久手、尾張旭、そこはもう子どもの保護者ということがちゃんと委員の1人として明記されています。そういった中で、やはりこの制度としてちゃんと子育て中の親が入るということを保障させていくためにも、やはり委員の中に必ず明記すべきだと思いますので、修正案に賛成であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じです。原案反対で修正案に賛成です。

ほとんど林委員と意見は同じなんですけども、やっぱり原案のほうでは必ずしも保護者さんが入ってくるというようなことには読めないですね。とはいえ、原案のほうであるクラブの代表さんを入れるというようなことで答弁がありましたけども、というような形で保護者さんが現状でも入っている。新しい会議体になっても入るということ、これからも入れていくというようなことであるのであれば、保護者というのを条例に明記しても何ら問題ない。林委員もおっしゃられてますけども、ほかの自治体を見ても保護者を入れるということが明記されているところがやっぱり多いというの也有ります。会議の中でお話する新しいこども計画についても、やっぱり保護者さんはどうやって入らないと子どもの気持ちというか、子どもを持っている親御さんの気持ちが分からないというようなこともありますので、この保護者さんを入れるというのはもう必須条件だというふうに思いますので、原案反対で修正案に賛成というような形にさせていただきます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 私も、この第4条のところで保護者の明記というのは必要と思うけれども、4条から読み取れなかったの、修正案を入れて、原案反対、修正案賛成としたいと思います。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） よろしかったでしょうか。

中堀副委員長。

○中堀りゅういち委員 私、原案に賛成です。

まず、原案から説明させていただきますと、まず附属機関からもう一個上のランクアップしたみたいな私はイメージを持って、条例になって、さらにそこからより細かく皆様の意見、幅広く意見を読むと。そもそもそういう条例ですので、そういった中で子どもたち

のそういった権利とか、育てとか、守っていく、支援していくというところですので、まずこれは必須な条例でございます。まずそこに賛成です。

修正案に対しては反対でして、先ほど来から幾度か塚本部長もおっしゃられてましたが、幅広い意味で柔軟に動けるためには、個として者を入れるのではなく広く入れておいて、その場その場でしっかりと会議を進めていく、そういった人たちを人選するためには必要なこういった形だと思います。今後も条例で何か突き詰めていけば、何かの1つで専門的にやるということになると、そこで縛られて会議設置すらできない状況も出てくるかもしれない。ですから、幅広く捉えて、もちろん保護者さんを入れないと言っているわけではない。ただ、そこに担保がないという部分と我々はそこを幅広く捉えてるという部分で乖離があるものですから、私はここは幅広く柔軟に動ける体制をむしろつくっていただいていると思っておりますので、修正案には反対、原案に賛成でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第10号について討論いたします。

やはり制度上というか、その会議体の性質からすると保護者さんが入るのはマストかなというふうに思っております。どうして条例のところに入ってなかったのかなって私もクエスチョンマークがついてたんですけども、答弁をお伺いする中でいくと、そこら辺は先ほど中堀副委員長が言ったように柔軟に対応すること、あとは現行の原案の中でも十分保護者を入れるというのが包含されるということ、また、あとは保護者というものの定義、どういった方をピックアップするのか、そういったところの運用上での難しくなる、ハードルを上げるというところも出てくる可能性もあるというふうに今聞き取れましたので、私は原案のほうで賛成という形でいきたいと思います。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入りますが、挙手しない委員の取扱いについてお諮りいたします。議案第10号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 修正案が提出されましたので、会議規則第138条の規定により、林委員の修正案、原案の順に採決いたします。

初めに、林委員提出の修正案についてお諮りいたします。林委員提出の修正案に賛成の

方の挙手を求めます。

(発言する者あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） もう一度行きます。

林委員提出の修正案に賛成の方の挙手を求めます。よろしかったですか。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 可否同数であります。豊明市議会委員会条例第16条により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。

委員長は、議案第10号修正案に否決と採決いたします。

続いて、議案についてお諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決することと賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 可否同数であります。豊明市議会委員会条例第16条により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。

委員長は、議案第10号について可決と裁決いたします。

続いて、議案第11号 豊明市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、理事者より簡潔に説明を求めます。

小川こども保育課長。

○こども保育課長（小川正寿君） それでは、議案第11号 豊明市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、子ども・子育て支援法に基づき、豊明市内の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるからでございます。

それでは、内容を説明しますので、次のページを御覧ください。

第1条では、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条の第2項に基づき、本条例の趣旨を定め、第2条では、本条例における使用する用語を定義し、第3条では、特定乳児等通園支援事業の運営基準は国の政令に定めるところによるものとしております。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 9月議会だと思うんですけど、そのときに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の条例を審議しましたけども、今度は特定乳児等支援事業ということなんですけども、このまず違いを説明してください。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 今回の条例は、子ども・子育て支援法で規定する乳児等通園支援事業が給付対象となりますので、給付対象となる特定施設として事業者が守るべき運営上の基準を定めるものでございます。

9月議会のものについては、児童福祉法で定める乳児等通園支援事業を実施する施設の設備基準や配置基準などを定めたもので、通常の認可保育所についても、ハード基準とソフト基準といいますか、そういった二本立てで構成されているものでございまして、今回の乳児等通園支援事業も給付の対象のところの条例を定めるものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっとまだ分かりにくかったんですけど、要するに認可保育園が今回のこの条例でそれ以外のところが前回のと、そういう理解なんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 基本的に乳児等通園支援事業の条例ではございますけれども、以前のものは設備基準を設けたもの、今回は運営基準を設けたもの、給付対象になるかならないかの条例、今回は国の給付が落とされるというところがございますので、実施についてはハード基準をクリアしておったとしても、給付の基準をクリアしてないと給付としては頂けないということになりますので、二本立てで条例を用意するというのが法令で定められている。それにのっとって、二本立ての条例を用意したというものでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、例えばですけど、仮に公立の市の直営で運営してる保育園で実施するとしても、この条例の基準どおりでやらないといけないというような条例になってるというふうですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） はい、そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 前回の乳児等のほうはたしか児童福祉法に基づいた基準になっていて、今回は子ども・子育て支援法に基づいた基準で書かれているんですけども、その中で例えば人員配置とか、面積とか、そういうことも書いてあると思うんですけど、違いはあるんですか。同じですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 面積と何対1みたいな人員配置については9月議会の設備等の条例のほうで決めております。今回は定員ですとか、運営上のところを定めましたので、ある部分ダブるところは、同じ園を運営するものでありますけれども、分けて条例は基準が定められているというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○中掘りゆういち委員 すみません、確認なんですけど、これってたけのこと、あともう一個どこでしたっけ。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 一応、支援センターのたけのこと児童館のひまわり、あと、民間で名古屋短期大学を予定はしております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの説明でいろいろ定員とか運営上の基準がということで分かりましたけども、本市でも指定管理の児童館だったりとか、民間の幼稚園で実施する予定だと思います。今後もそういった認可の保育園で実施する可能性もあるんですけども、先ほどの定員だったりとか運営上の基準というのは、市がやっぱり責任を持って監視するというか、そういうような役割、責任というのがあるというふうに理解していいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 実施に関しては市のほうが認可、公立についてはその基準についての確認という作業を行います。また、それぞれの監査も毎年行うということでございますので、しっかり指導もしてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議場で近藤保険医療課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、本会議の質疑の中でもあったかと思うんですが、本市は県内でも比較的医療費が高いというような話があったと思うんですけど、県内でいうとどれぐらいの順位ですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁をお願いします。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 医療費につきましては、被保険者の年齢構成によって変わってまいります。直近の年齢構成について修正されました年齢調整後の医療費指数での県内の順位ですと、直近ですと県下8位でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議の説明ですと、県の標準税率に合わせる、一致するのは令和9年度で、今回はそれよりも少し下のところで設定しているというような説明だったかと思います。そういうまず認識でいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 であれば、令和8年度の県が出している標準税率を教えてくださいんすけども。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 県が出しております標準保険料率でございますが、本市の標準保険料率、それぞれ医療分、介護分、後期分、子ども・子育て支援分としてパーセントとか金額で出されておりますので、それを本市の被保険者の所得に合わせまして試算した結果ということでお答えさせていただきますと、令和8年度の1人当たりの軽減後の調定額につきましては14万315円となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ではなくて、医療分、後期高齢者支援分、介護分のそれぞれのパーセンテージと金額を教えてくださいんすけど。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それぞれ順番に申し述べます。医療分につきましては7.95%で、均等割については3万3,963円、平等割につきましては2万1,802円、数字を読み上げる形で参ります。後期支援分についての所得割は2.74%で、均等割11627、平等割7464、介護分につきましては所得割2.37%、均等割11894、平等割5890、子ども・子育て支援分に関しましては、所得割が0.29、均等割につきましては1229、平等割785、18歳以上の均等割61となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今おっしゃられた数字の中で子ども・子育て支援分、新たに出る部分だと思いますけども、ここの所得割以外のところが標準のところよりも若干今は少ないと思うんですけど、その案のほうか。これの理由をお願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 基本的には令和9年度に標準保険料率をそろえることを見込んでおりますので、今回新しく入ってまいりました子ども・子育て支援分につきましては、そもそも今年度より標準に近い形で、ただ、できる限り端数が少ない形で設定

したものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの子ども・子育て支援分についてですけれども、これ、こども家庭庁が実質負担ゼロということで説明してたと思います。ホームページにも記載があつて、歳出改革によって負担軽減を図り、子ども・子育て支援の支援金の負担を相殺して子ども・子育て支援金の導入に伴う負担は生じさせないというような説明があつたんですけれども、今回の引上げ、全体的に見ると全部引き上がっているのです、そうならないように思うんですけれども、市としての見解を聞かせていただきたいと思います。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 市としての見解という部分と、そもそも国がどういう考えでというところを御説明させていただきたいと思います。

そもそも国の考えの部分でございますが、標準保険料率設定の前に納付金というものがございまして。そちらの算定の根拠につきましては、医療費とか、療養給付費とか、そういったものが基になっておりますが、国のほうの考えではそちらの医療費、療養給付費に関しての自己負担分、医療費というのは医療にかかる総額で、療養給付費というのはそこに関する自己負担を差し引いた金額になってまいります。そのこのところの見直しを高額療養費制度ですとか、あるいは自己負担の率の見直しとか、そういったところで変わることということになってまいりますので、結果的に納付金だとか標準保険料率を抑える形で子ども・子育て支援分の出に対して相殺するというような考えに基づくところでございます。

本市につきましては、今回7,665円上げさせていただいておりますが、その分の2,500円程度が子ども・子育て支援分という新たな制度でございまして。本来、標準保険料率と本市は非常に乖離があるところでございまして、今回、物価高騰に基づく診療報酬の改定がかなり大幅なものがございました。それに伴いまして1人当たり額の中で3,000円程度が上がった分とみなしておりますので、本来、本市は非常に乖離がある部分を何とか標準保険料率に近づけなきゃいけないのですが、今回7,665円の中にはそうした物価高騰に基づく診療報酬改定分も含みながら、さらに子ども・子育て支援分によって増える分も含めた形で何とか段階的な目標達成に近づくような改定を提案させていただいているというものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のちょっと説明で、診療報酬の改定で3,000円ぐらいで、子育て支援分が2,500円だとすると、あと残り2,000円ぐらいはどんな理由なんですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） これは今までにも何度も御説明をさせていただいてきているところですが、本市は非常に標準保険料率との差が大きい状態にございまして、非常に高額な赤字繰入れを行ってまいりました。そうしたことによりまして、今現在、国保に関するインセンティブ補助金などでは非常に少ない状況となっております。ですので、赤字解消も令和9年度を目指しつつ標準保険料率を上げていこうとしているところでございます。そのために、ここ数年、毎年度7,500円程度の改定を見込んでおりましたが、今回はその中にさらに子ども・子育て分、それから、診療報酬改定分を含んだ形で何とか目標達成をと考えているところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、子ども・子育て支援金の分が、これ、限度額ってなさそうなんですけど、限度額なしで所得割は徴収していくような形なんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 課税限度額につきましては、子ども・子育て支援分は現在3万円として国のほうで案としては出ております。ですが、こちらのほうにつきましては地方税法の施行令によりまして規定されるもので、そちらのほうは年度末に出されるものです。ですので、そちらの課税限度額のほかの医療分についての改定、あと、子ども・子育て支援分についての規定につきましては、今後、6月議会のほうで遡及という形でそちらのほうを上程させていただく、議案改正を上程させていただく予定としております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 なので、限度額を予定しているということで理解しました。

資料の2枚目に記載があると思うんですけど、子ども・子育て支援分で18歳未満の子どもが世帯にいる場合の均等割のところはちょっと非常に分かりにくいんですけども、結局、未就学児は半分になるのはあるんですけど、就学児から18歳未満の子は1,200円なのか、それとも軽減されるのか、どういうふうに読めばいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 非常に国保制度自体が分かりにくいので、ちょっと改めて説明をさせていただきますと、そもそも課税の軽減の順番でございますが、まず全ての、子ども・子育てに限らず、全てにおいて、まず低所得者軽減が課せられます。あと、その次に未就学児の2分の1軽減が課せられて、残った分の中から子ども・子育て支援金の均等割分についてだけ18歳未満は軽減されるという仕組みになります。その子ども・子育て支援分の均等割を18歳以下で軽減した分をもう一度18歳以上の方々に振り戻すという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 その点が非常に分かりにくいんですけど、結局、就学児から18歳の子の均等割は、例えば軽減、2割、5割、7割の軽減がない家庭、これは幾らなんですか、均等割。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 幾らというのがちょっと数字で算出しなければいけないので、簡単に答えさせていただきますと、未就学児から18歳までの方は、均等割は医療、介護、後期分についてはかかります。ですが、子ども・子育て均等割についてはかからないという形になります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 分かりました。ということは、そこも軽減されてゼロ円になるということですね。

それから、前回の特別会計のシステム改修のときにちょっとお聞きしたんですけども、今後、この子ども・子育て支援分が結構引き上がってきて、令和10年度までに2倍近くになるような説明だったと思うんですけども、今回8年度はこの金額で、またさらにそういうふう引き上がっていくような予定というか、そういうのはあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 子ども・子育て支援分につきましては、当初から引き上がるという設定がされております。最終的には令和10年度に向けて450、国保については450円程度ということで現段階では設定されているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そのときの具体的な所得割、均等割、平等割というのは出てるんで

すか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 具体的には出ておりません。そちらについては国のほうで様々な係数により物価等も反映した形で設定された形で出てくるものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今度はちょっと違う点で、参考資料の1枚目がいいと思うんですけど、医療分の平等割だけマイナスになってるんですね。1,100円マイナスになっている。これは県のそういう標準保険料率でも減になってるんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 県の標準においても……。お待ちください。

資料、お待ちいただいている間に訂正を1点お願いしたいと思います。先ほど、子ども・子育て支援分の令和10年度が450円と申し上げましたが、400円の間違いでございます。

それから、令和9年の医療分については標準は下がっているものでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、資料の3枚目のケース、モデルケースを見ると、モデルケースの①の方が障害年金のみの方で、所得ゼロ円ということで非常に低所得者の方かなと思うんですけども、この増加率を見ると6.8%なんですね。資料の1枚目の一番下の影響額の増加率の平均を見ると6.09ということで、増加率が平均よりも高いんですよ。この非常に低所得で厳しい方なんですけど、それは何でなんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それは本当に多様な軽減だとか、いろんな方の増加率を全て合わせた形になりますので、結果的にそうなることでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、どういう方がこの平均増加率よりも下回るのかって分かりますか。いろいろ見て思ったんですけど、非常に増加率が高い世帯というのがまず低所得者であるということと子どもが非常に多い世帯、それから、40歳から64歳の介護分がある方なんですね。逆に、高所得で1人の世帯で65歳以上で子どもがいないという方が一番増加率が低くて、優遇されてるんですよ、今回。それはなぜかという、これを見ると、世帯

の中の人数によってかかってくる均等割が非常に増加率が高いんですね。資料1枚目を見ると、後期高齢者分とか介護分だと10%ぐらい上がっているんです。なので、これが非常にそういう低所得で子どもの多い働き盛りの世帯に非常に重いので、そのあたりは市の裁量で調整とかってできなかったんですか。そういうのを考えないんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 委員のおっしゃるとおりで、本市は今までそういった方々に配慮するために均等割をあえて下げてまいりました。ですが、標準に近づけるに当たりまして、応益割、応能割の割合も同じようにということで標準が設定されておりますので、致し方なく標準に近づけるために今回その部分が若干伸びている形となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 例えばですけども、大府市なんかで見ると、独自で18歳未満、就学児から18歳未満、じゃないか、未就学児も含めて18歳未満の方、全部均等割を一律で9割軽減してるんですね。なので、ほかにもそういった独自で軽減してる自治体があると思うんですけども、そういったことは検討されなかったんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） こちらのほうも県のほうの第3次国民健康保険の運営計画のほうで令和11年度に納付金ベースでの統一、それから、国においては標準保険料率県下統一というのが出ております。その中には、料率だけの設定ではなくて、そうした減免についても県下統一という方針が出ておりますので、非常にそういったものを今設定するということは非常に時限的な、一時的なことになりかねないので、本市としては考えておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 国保の税率改定ですけど、反対です。

まず、そもそも前回の特会でも言ったように、子ども・子育て支援金の制度に対しては非常に問題が多い制度だというふうに思ってます。現行の保険制度に本当にこっそり上乘

せして別の目的の施策に流用するというような、国のそういうステルス増税の1つだと思います。

さらに、この子ども・子育て支援金の均等割とか平等割も非常に低所得の方に重くのしかかってきます。

それから、先ほど指摘しましたように、均等割のやはり大幅な値上げも非常に厳しいと。低所得の世帯で子どもが多い、そして、こういった現役世代に対して非常に高い増加率になっていて、極めて逆進性の高いような制度改正になっております。本当に少子化対策と真逆のような改正になっていきますので、一時的だというふうにおっしゃいましたけど、やはりそういうふうでも軽減の施策を独自で考えていただきたいと思いますので、反対とします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかに。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第17号について討論いたします。

結局、最終的には県が示す標準保険料率に合わせていくというところで着地点はもう見えている。それで、激変緩和という形で段階的に少しずつ近づけていくという面では流れに沿っているのではないかなというふうに私は思っておりますので、本議案に対して賛成です。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 賛成多数であります。よって、議案第17号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で今枝長寿課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これも非常に分かりにくい改正になってるんですけども、まず根本、そもそものところで、これ、読んでみると、給与所得よりも実際に高く見せるというか、ような形で介護保険料を取れるような形での改正になってるんですけども、この理由を、こういうふうに改正する理由を聞かせてください。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 御質問の件ですが、令和7年度税制改正において給与所得控除の見直しがされてます。これ、最低保障が55万円だったものが65万円になったということで、同じ給与収入の方においても前年と一緒だったとしても所得としては下がってしまうというような改正が行われております。この改正による介護保険財政への影響、これを遮断するために本改正を行っております。というところで、下がるはずのものが、要は税は下がり介護保険料もそのままだと下がるものに対して、税は下がったものの、本改正により税は下がったものの介護保険料は下らないというような改正を行うものですから、外見上、増額というような改正となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、もしこういった改正をしなかった場合はどのくらいの介護保険料の収入に影響があるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 本市において独自で試算したわけではなく、国のほうの粗い推計ということで示されておるものとして、保険料収入の約1%というような話になっております。豊明市においては令和7年度は13億弱の介護保険料収入がございますので、影響額としては1,300万円弱かなというふうに認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、税制改正で最低所得のところの控除額が変わってくるといふことで説明があったんですけど、これはこういう聞き方で合っているか分からないですけど、介護保険料は、13段階の階層があると思うんですけども、どの段階の方が影響するのか、全部影響するのか、そういうのって何かあるんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 端的にお答えするのであれば、全段階において、給与収入がある方で190万円以下の方、55万以上190万未満の方については影響のある可能性はありますということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 給与所得が55万以上で190万以下ということだと、階層でいうと6段階ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、第1段階から第6段階ぐらいまでが今回の対象ですかね。でいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 今回の条例改正の影響といたしましては、6段階の方までではなく、本市は15段階を実は取っておりまして、15段階、例えば本当に15段階の方が1,200万円以上の所得の対象の方になるんですけれども、こういった方に関しても可能性としてはあるということになります。その1,200万の中に給与所得が幾ら含まれているかというところに関係してきますので、そういった影響になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 結局は給与所得控除が10万増えてるわけなので、その10万円が影響して段階が変わる方に影響があるということではないですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 委員のおっしゃるとおりでございます。給与所得以外にももちろん年金所得が、今私がちょっと説明不足で申し訳なかったんですが、年金所得もございますので、年金所得だけではなく、給与所得があるかというような形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういう措置というかそういうのは、これは来年度だけなんですか、今後もこういう形でやるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 本改正は令和8年度の介護保険料に限ったものとなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 国の税制改正に合わせてということなんですけども、影響額が本市の場合だと1,300万ぐらいだということなんですけど、先ほど、給与所得が55万から190万ということで、比較的給与所得がそんなに多くはないような方が結構対象になってくるんじゃないかなと思うんですけど、これはそういう方に対して従来どおりの介護保険料にするということだと思うんですね。結構、本市の場合ですと基金も10億ぐらいあって、この1,300万の収入をどう見るかということだと思うんですけど、これはこういうふうに改正しないとイケないものなんですか。このままでは駄目なんじゃないでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） まず、委員のおっしゃった給与所得が55万円という話なんですけれども、私の説明がもしかしたら間違ってたのかもしれないですけども、給与収入ベースで考えますので、給与収入が55万1,000円以上という形になりますので、その点で御質問の件なんですけれども、本条例改正は介護保険法施行令の改正に伴い行うものであります。したがって、基金の残高等のお話はございましたが、それとは別のところで改正するものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 すみません、本当にそもそもで恥ずかしいんですけど、ちょっと聞かせてください。今までずっと聞いてよく分からない。控除引上げになったら所得が増えるじゃないですか。そうすると、所得が増えるから保険料が変わるわけじゃないですか。それを今回はその前段階の控除が上がる前の所得にすることですよね。ということでもいいの。ちょっとその辺、詳しくお願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 給与所得控除が上がります。給与所得控除が上がるイコール所得としては下がります。所得が下がると保険料も通常は下がるという動きをするんですけども、今回はその控除を上げないので所得も下がらないというような影響を考えて改正を行っておるということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ごめんなさい、給与収入が55万から190万ぐらいということでしたよね。そういう方に対しての本来であれば税制改正で所得が下がって介護保険料も下がることを元のところに戻すということだと思えるんですけども、大体1,300万ぐらいの収入の減、先ほどのところでちょっと分からなかったのが結局施行令にあるんですけども、市としてこれを実施しないと何かペナルティーとか、そういう不都合が、どういうことがあるのか。収入以外の面であるのかなというところが気になってるんですけど。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） ペナルティーは恐らくないのかなというふうには思いますが、不都合としては、全てこの介護保険の制度で動いている中で、細かいことを言えば、システム改修ですとか、そういったものもこれに対応した形で行われるというものであったりだとか、ほかに財政処理の話がありますので、もらえるものがもらえなくなってくるところは今後あり得るのかなというふうには思います。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 先ほどとちょっと本当に一緒に、まず控除が上がれば税金は低くなるわけですから所得が上がると私は思ってるんですけど、さっき所得が減るというふうに聞いても、もう一度ちょっとお願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 例えば給与収入が100万円の方がいらっしゃったとします。その方は法改正前は給与所得としては100万円から55万円を引いた45万円が給与所得ということで認定されます。一方、改正後になると100万円から65万円を引きますので、35万円所得というふうになりますので、恐らく委員がおっしゃるのは手取りの話なのかなというふうには思えるんですけども、所得って多分、本当に確定申告したりだとか、そういったときに出てくるようなイメージなので、やっぱり市民の方にはイメージしづらいかなというふうに思いますので、添えさせていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうだとすると、市民の方からすると、要するに控除額が増えてたのに控除額が減ってしまうということなので、市民としては介護保険料が、税金もこれだ

け下がるから介護保険料もこれだけ下がるなと思っていたのに、税金は下がるけど、介護保険料は下らないというような状況が生まれると思うんですね。それは市としてはそういう方に対して何か説明をしたりとか、下がると期待されてる方もいるかもしれないんですけど、どういうふうに市は伝えていくんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 先ほどの話なんですが、給与収入が同じ方であれば介護保険料は同等になりますので、なので、給与収入が同じ方であったとして、税金が現に下がっている方がいらっしゃると思うんですけれども、その方においては変わらないよという話になるので、上がることではないかなというふうには思っております。

あと、1つ懸念されることとしては、就労調整と申しますか、これ、そもそもの税制改正の趣旨が要は扶養に入るとかそういったところで収入を、もう少しアルバイトだとか、パートとかアルバイトとかを増やして何とか給与収入は増やすけれども、非課税の範囲内で増やしたみたいな方を想定した税改正になりますので、そのあたりの方については国のほうにおいても軽減措置を行うというような通知が出てはいますが、細かいことはまだ決まっていないというか、そういう形になりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の軽減措置というのは、その方の介護保険料の軽減措置ですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 段階が今回遮断、遮断というふうに申し上げるんですけれども、下がるものが下らないという形になってしまうと。それが適用をされないというような形になるので、非課税相当というか、非課税のまま行っている人については、そのまま非課税のままというような扱いも視野に入れた形になりますので、端的にお答えするのであれば、下がる方が、下がるというか、同等というか、上がらないというようなお話になろうかと思います。例えば7年度と8年度と比べたら変わらないというような制度はあるんですけれども、7年度から8年度は下がるわけではなくて、上がらないというような説明になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと分かりづらい、もうちょっと、もともとは103万の壁とかで、そこでパートさんとかで労働時間の調整をして税金がかからないようにしていたと。

そこの壁が引上げになって123とかでしたっけ、そういうふうで引き上がって、そこまで働いても税金がかからないよというふうになったと。なので、じゃ、そこまで働こうといて働いたら介護保険料のほうは通常どおりですよということで、上がっちゃうとか、階層が上がっちゃうと思うんですけど、そういうことがないように軽減措置をされるということなんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 方向としては委員のおっしゃるとおりになります。今示されているものをお伝えさせていただくと、例えば令和7年度が非課税の方が引き続き令和8年度も非課税だった場合に限り、要は非課税の範囲内で就労調整をしたような方についてはそこで今回の遮断の影響が不意に訪れてしまうとか、思いもかけず上がってしまうという形になるので、その上昇を抑えるような軽減はセットしているということは国のほうの通知にございましたので、その旨申し添えさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 副委員長。

○中堀りゅういち委員 そうしたら、これにおいて余分に取りられる市民さんはいないという考えでよろしかったですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） もう一度よろしいですか。

○中堀りゅういち委員 介護保険料がこの改正で、今の説明だったら大丈夫なんですけれども、逆に余分に増加される方というのは想定されないということでもよろしかったですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） もともと、例えば課税の方、今の話で軽減の対象にならないという話になるんですけど、課税の方で給与収入が同じ方、同じであれば、7年度と8年度なので、例えば6年分の収入と7年分の収入を使うわけなんですけれども、その収入が同じ方で上がるという形の改正ではないので、今回は。同じ収入であればですね。税と比較してしまうと、税は安くなったけど、介護保険料は安くないみたいな話があるので、そういう意味で、副委員長のおっしゃるとおり、今回の改正をもって結果的に増額ということはあるんですけども、増額をさせるための改正ではないものですから、なので、この規定がなければもう少し安かったのにとという方はいらっしゃるんですけど、この規定をもって増額させるという趣旨ではございません。お答えになったでしょうか。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(岡島ゆみこ議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これも非常にちょっと迷うところですけども、基金の積立てが結構あって、1,300万ぐらいの影響なので、こういうのは特に対象が低所得というところなので、なくてもいいのではないかなというふうに思ったんですが、それに対してしっかりフォローをするような施策がきちんとあって、介護保険料が取られたとしても逆にそこを軽減するようなものがあるということなら、こういう改正も1年だけということであるのかなと思うので、賛成にしたいと思います。

○健康福祉委員長(岡島ゆみこ議員) ほかに討論ございますか。

(ありませんの声あり)

○健康福祉委員長(岡島ゆみこ議員) 議案第19号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(岡島ゆみこ議員) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

すみません、会議の途中でありますが、ここで10分間の休憩といたします。

午前11時29分休憩

午前11時39分再開

○健康福祉委員長(岡島ゆみこ議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小野寺課長。

○地域福祉課長(小野寺良夫君) 議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算(第10号)に係る本委員会所管分のうち、地域福祉課所管分を御説明します。

最初に、歳出予算の主なものを御説明します。

補正予算書は28ページをお開きください。

3款1項1目 社会福祉総務費の右側の欄、2 福祉推進事業及び4 社会福祉総務事務事業の説明欄に記載の各項目は、執行見込額を勘案して、それぞれの事業で453万8,000

円と5万円を減額するものであります。

29ページをお開きください。

3款1項3目 心身障害者福祉費の右側の欄、2 心身障害児者扶助事業は、訓練等給付費について、今後の執行見込額を勘案して4,000万円増額するものです。

続きまして、歳入予算の主なものを御説明します。

補正予算書は10ページをお開きください。

14款1項1目 民生費国庫負担金の右側の欄、1 心身障害者福祉費負担金2,000万円並びに13ページに記載の15款1項1目 民生費県負担金の右側の欄、2 心身障害者福祉費負担金1,000万円は、説明欄に記載のとおり、障害者自立支援給付費等に関する負担金で、先ほど歳出で御説明いたしました29ページに記載の2 心身障害児者扶助事業の事業費に対する国及び県からの財源手当てとなります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、保険医療課所管分につきまして御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書の28ページを御覧ください。

3款1項1目 社会福祉総務費でございます。右側の上から3つ目でございます。国民健康保険特別会計繰出事業で1,216万6,000円の増額です。

説明欄を御覧ください。

国保税の低所得者軽減などの影響分に対して繰り出す保険基盤安定繰出金の保険税軽減分、次の保険者支援分の増額など、いずれも本年度末までに執行見込みによるものでございます。

次に、29ページをお願いします。

上段の一番下、5目 後期高齢者医療費で327万6,000円の減額でございます。

こちらも説明欄を御覧ください。

後期高齢者医療事務費繰出金の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計における総務費の減額分となります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

下の段、民生費国庫負担金の右側、5節 国民健康保険基盤安定負担金から3つは、国保の国の負担分の確定によるものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

上の段、民生費県負担金の右側、6節 国民健康保険基盤安定負担金から3つにつきま

しては、国保の県の負担金の確定によるものでございます。

以上で保険医療課分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） それでは、長寿課所管分の補正予算について御説明いたします。

歳出から御説明しますので、28ページをお願いします。

下の段、3款1項2目 老人福祉費の事業1 老人福祉事業1億2,554万4,000円の減額及び事業3 老人扶助事業798万円の減額は、いずれも予算執行見込みによる不用額を減額するものでございます。そのうち、老人福祉事業の右側説明欄の介護施設等整備事業費補助金1億2,491万2,000円の減額は、令和9年4月までに事業を開始する介護保険の地域密着型サービス事業者を募集してまいりましたが、令和7年度整備を実施する事業者がなかったため、全額を減額するものです。なお、本補助金については、改めて令和8年度当初予算に計上させていただいております。

その下、事業8 介護保険特別会計繰出事業は、介護保険特別会計の執行見込みの減額に合わせて一般会計からの繰出金を総額で81万1,000円減額するものでございます。

次に、歳入について御説明しますので、13ページをお願いします。

下の表、15款2項2目 民生費県補助金の右側説明欄、介護施設等整備事業費補助金1億2,491万2,000円の減額は、先ほど歳出で説明しました施設整備補助金に係る補助率10分の10の県費補助金について全額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、主なものを歳出より御説明いたします。

補正予算書の29ページを御覧ください。

下段の3款2項1目 児童福祉総務費、3 児童福祉事務事業278万8,000円の減額です。説明欄の会計年度任用職員期末手当ですとか、次の30ページにわたりますが、上段部分、ひとり親家庭等自立支援給付金まで、執行の見込みにより減額するものです。

30ページ下段を御覧ください。

4款1項2目 母子保健費、1 母子保健活動事業340万円の減額及びその下の2 子育て予防接種事業150万円の減額は、こちらも執行の見込みにより減額するものでございます。

続いて、歳入について御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

上から2つ目の14款2項2目 民生費国庫補助金、3 児童福祉費補助金167万円の増額は、子ども・子育て支援事業費補助金として児童手当の制度改正に係るシステム改修費等の国の補助で、補助率は2分の1となっております。

その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、児童発達支援センターの機能強化において手厚く対応している分の実績見込みにより増額となるものでございます。

12ページを御覧ください。

中段の14款3項2目 民生費委託金、1 児童福祉費委託金1,200万円は、今年度、国のモデル事業として重層支援センターで展開している地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業の委託費でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

一番上の15款2項2目 民生費県補助金、5 児童福祉費補助金53万1,000円の増額は、先ほどの国庫と同様、児童発達支援センターの機能強化の県費の増額分となっております。

続きまして、18ページを御覧ください。

最下段の20款5項3目 雑入、5 雑入のうち、説明欄、ペガサス財団助成金100万円は、児童館の魅力向上のための児童提案事業において物品購入に対する交付決定を受けたことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 続きまして、こども保育課所管分について説明します。

歳出から説明いたしますので、30ページを御覧ください。

上の表2段目、3款2項2目 保育園費でございます。右側の説明欄を御覧ください。

3行目、民間保育所等運営費補助金1,973万5,000円の増額は、愛知県の物価高騰対策を活用し、民間保育所等へ給食費軽減支援を実施するに当たり、不足分を増額するものでございます。その他減額につきましては、執行見込みにより減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、補正予算書14ページを御覧ください。

右側2段目、15款2項2目6 保育園費補助金、説明欄1行目、産休代替等職員設置費補助金64万3,000円は、民間の認定こども園及び保育所で産休による代替職員を配置したことにより助成対象となったため計上するもので、県の補助率は10分の10となっております。

2行目、保育所等給食費軽減対策支援金2,310万9,000円の増額は、歳出で説明しました民間保育所等への給食費軽減支援の県負担分、補助率3分の2となります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 健康推進課所管分につきまして、歳出で御説明いたします。

補正予算書31ページを御覧ください。

4款1項3目1 健康推進活動事業は1,091万2,000円の減額、その下、2 成人予防接種事業は2,925万3,000円の減額、続きまして、6目1 休日診療所運営事業223万5,000円の減額は、全て執行の見込みにより減額するものです。

次に、歳入の主なものについて御説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

13款1項3目1 保健衛生使用料3,544万円の減額は、休日診療所の患者数の見込みにより減額するものです。

次に、11ページを御覧ください。

14款2項3目1 衛生費補助金494万8,000円の増額は、説明欄の上から1つ目、感染症予防事業費等国庫補助金はデータ標準レイアウトの改訂版に係る健康管理システムの改修費、その下、医療施設運営費等補助金及び中毒情報等基盤整備事業補助金は、歯科健診事業により増額となるものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 理事者による説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 補正予算28ページの上から2つ目の生活困窮者の緊急支援事業、これはまごころサポート便だと思えるんですけども、これ、対象者がたしか600世帯ぐらいあったと思えるんですけども、その支給率はどれぐらい、執行率というんですかね、どれぐらいやっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 600世帯を年6回予定をしていたところでありまして、実績状況を確認しますと2,825世帯になりますので、1回当たり470という割合になってございます。したがって、ちょっと今電卓を入れることができないんですが、470割る600というのが実際の割合ということになるかと思っております。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、独り親の世帯とか、児童扶養の世帯とか、結構、生活の収入が厳しいような世帯が多いと思うんですけども、470世帯平均でいうとまだまだ少ないのかなというふうに思うんですが、そういう支給できてない世帯に対して市としてはどういうふうに声をかけて案内をされたんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 先ほど、割合としては約78%というような状況になってございます。1回目の段階におきましては、対象となる世帯全員に対して通知を差し上げております。それ以降については、1回申込みをいただいた方についてはインターネットを介して申込みをいただくわけでございますけども、現に申込みをいただけなかった方に対しては再度御案内を直接しているということでございます。その結果、78%の執行率というような状況になってございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 最初に通知して、その後、1回目の状況を見て2回目と、2回。それ以降はしてないと。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） その都度都度申込みをいただけなかった方に対しては直接御案内を差し上げております。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、年度途中に対象になった方とか、そういう方も案内とかというのはされてますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） しております。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そのあたりの申込みの率というか、そういうことは何か分かるものがありますかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 実際には、具体的な数字をもってお答えをさせていただこうというふうに思いますけども、1回目の段階では401世帯の方、2回目の段階では452世帯の方、3回目の段階におきましては477世帯の方、4回目の段階におきましては490世帯の方、5回目におきましては499世帯の方、最後におきましては510世帯の方にこのサポート便をお届けをしているということでございます。その段階においては新たに対象になったという方も当然においていらっしゃいますし、御案内通知を差し上げることによって希望されたという方がおりますので、具体的にはそれぞれどの程度かというところについては分析ができていないというのが実態でございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは、例えば申し込んでない方とか、申し込んだ方も含めてですけど、アンケート調査とか、そういうことはされてるんでしたっけ。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 7年度事業におきましては、今アンケート調査をしている段階でございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 9ページ、歳入ですけども、保健衛生使用料、休日診療所の使用料ですけども、これが使用料で歳入ということは利用したら頂くものですけども、先ほど御説明があったのは患者数の見込みというようなことで減ということでしたけど、何でこんなに大きく減になってるんですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 当初予算では過去の実績も踏まえた形で歳入を見込んでおります。患者数もちろんです。今年度につきましては、患者数、いわゆる感染の状況が昨年度と大きく違います。休日診療所は、名前のとおり、年末年始を含めた日曜日なんですけど、今年度の流行が、昨年度は12月の末から、いわゆる年末年始にかけての患者数が多かったんですけども、今年度は1か月前倒しの感染だったので、そのときは休日診療所は開いていない状況でしたので、患者数について減っているというのが現状でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のところで、半分以上というか、60%ぐらい減ってるんですけど、利用者数の見込みからそんなに減ってるんですか、数自体も半分以上。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） コロナの影響も大きく、どれぐらいの患者数というところが難しいところだったんですけども、例えば令和4年度、5年度、6年度を見ますと3,000人を超えているところの歳入でしたので、そちらの状況を踏まえながら令和7年度当初予算は見込んでおったんですけども、実際の見込みだと大体患者数は2,000人程度、歳入についても2,000万円程度というふうに見込んで減額となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 30ページの母子保健活動事業と子育て予防接種事業のここら辺は執行残だけども、これはやっぱり少子化というか、子どもが生まれてないからこういうことになったということですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 全てにおいてそういうふうにお答えできないところもございますが、例えば予防接種の委託料ですとか、そのあたりは子どもの数に直結してくるものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 歳入、12ページの真ん中辺りになろうかと思えますけども、児童福祉費委託金の不登校支援事業委託金1,200万、これはどの事業に充たってるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 共生社会課に配置しております公認心理師、臨床心理士、2名分の人件費に充当させていただいております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 清水委員。

○清水義昭委員 これ、歳出だとどこに充たってるんですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 款項目で申し上げますと、予算書で申し上げますと2款1項1目の……。

（何ページの声あり）

○子育て支援課長（松村清子君） すみません、2款1項1目の総務人件費と、あと、会計年度さんにつきましては児童福祉事務事業ということで、3款2項1目になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 31ページの真ん中の予防接種委託料もかなり減額されてるんですけども、何の予防接種が執行残であるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 予防接種委託料100万円の減額でございますが、もともと……。

（31ページの真ん中の成人予防接種の声あり）

○子育て支援課長（松村清子君） 失礼しました。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） こちら、定期予防接種が主なものになります。減額の主な理由としては、コロナの接種率が当初見込みよりもさらに減っているところで大きく減額になっている要因となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の主なものはコロナのワクチン接種ということなんですが、どれぐらいの執行率って分かりますかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 当初は20%ぐらいの予算で見込んでおりましたが、まだ現実実施をしておりますので実績ということではないんですけども、大体10%ぐらいになる見込みで減額しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認ですけど、対象者の2割が打つだろうと予算を計上して、その

半分くらいが今打ってるということでいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 すみません、ちょっと細かいことで、28ページの高齢者タクシー助成チケット。これは、実際に使われた券の分ということでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 高齢者タクシー助成費で現時点の執行見込みなので、使った分と使うだろう分を見込んだものの差額を減額計上させていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の点で、高齢者タクシー助成で、まず対象者がどれぐらい、何人ぐらいで出て、そのうちどれぐらいの人が今申請してるんでしょうかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 7年度の当初予算の見込み上は3,000名ですかね。3,000名の方が申請をされるだろうというところで見込んでおります。現時点で、1月末なんですけれども、2,700弱の方が申請をされたというような実績になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その上の介護施設の整備事業費で、これ、当初のものを丸々減されて来年度の当初予算というような説明があったんですが、これはもう募集はしてて、団体とかももう決まっていたんですか。まだ募集もせずに来年度にするのか、どういう状況なんでしょう。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 令和6年度、7年度において計3回、公募は実施しております。

以上です。

ごめんなさい、先ほどのタクシーの件で訂正させてください。3,000名というふうに申し上げたんですが、当初の積算上は2,000名でありました。ただ、利用率みたいなものがもう

少し高く、予定より下がっているので、現在は予算が足りてるような形にはなっておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 副委員長。

○中堀りゅういち委員 すみません、タクシーのところですか。ちょっと数字、聞き間違っていたらすみません。さっき3,000名って言って、間違って2,000名としましたけど、実際申請してるのが2,700って聞こえちゃったので、そうしたら、そこが変わると思うんですが、そこもちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 申し上げます。2,000名のところで5割の方が使うと。申請のタイミングによって交付枚数が変わってございます。四半期ごとにと申しますか、枚数が48枚から36枚、24枚、12枚という形で減されてくんですけれども、当初は2,000名の48枚、48枚で500円で50%使うというので、2,400万円の予算だったものが、実際は交付申請者数としては2,700弱いただいておりますというところになってはいますが、まだ、要はお持ちの、まだ換金されてない部分があるので予算上は足りているというところになりますが、今交付されてる枚数まで、ごめんなさい、ちょっと手元に数字はないですけれども、全部もちろん使われてしまえばもしかしたら予算が足らなくなるかもしれないところではあるんですが、あまりそういうところはないかなというところで、利用率のところがもう少し下がっているところで足りているという判断で減額をさせていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 副委員長。

○中堀りゅういち委員 すみません、再度確認です。ですから、まとめると、2,000人を見込んで2,700人が申請したでよろしいですね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの介護施設の整備事業費の補助金のところで、募集はしたということなんですけど、団体は決まらなかったんですか。もう少しちょっと翌年度になる理由をもうちょっと聞かせてほしいんですけども。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 先ほどの御質問ですが、整備事業者については3回目の募集

において、これ、令和7年11月に3度目を行っております。事業対応によっては7年度整備ということもあり得たところではあったんですけども、実際に応募がございまして採択させていただいておる状況でございます。それについては8年度の整備という前提で提案をいただいておりますので、これで7年度予算は執行の見込みがなくなったという判断で減額をさせていただくものです。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、何か3種類ほどたしか当初のときに上がってたと思うんですけど、3つとも同じところの事業者をお願いというか、そこで採択してというふうでよかったですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 委員おっしゃるとおり、3事業において募集をかけてまいりました。3事業のうち2事業を1事業者というか、事業所というか、併設みたいな形で行うような御提案がありまして、そちらを採択されております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、1事業のほうはまだ決まってないということなんですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 30ページ、保育事業のまず民間保育所の運営補助が、これは給食費とか副食費の補助だというふうにしたしか聞いたんですけど、まず市内どの園に補助するのか。保育園とか幼稚園も対象なのか。あと、小規模保育施設も対象になってるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 民間の保育所と認定こども園、小規模保育事業所は対象になります。今回は認可外については県のほうが直接しますので、対象外となっております。また、幼稚園についても対象外となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと基本的なことを聞くんですけど、これ、保育園に補助しますけども、御家庭の負担というのはどのぐらい変わるというか、軽減されるんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 基本的に物価高騰に伴い給食費の値上げをしないところへの事業者が物価高で負担している部分の補助金となりますので、保護者の負担はないものというふうに考えていただければと思います。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、本当は上がっていくところを上げずに、ずっと一定のということでもいいのかということと、もう一つ、公立の保育園のほうはどのようになっているんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） この補助金の趣旨としては、物価高騰に伴い、給食費を上げずに頑張っている事業者を応援するというものでございます。そして、公立については給食費は上げておりませんので、賄い費は補正等で増額はさせていただいておりますので、その分、保護者の負担は増えておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、この財源で国県支出が2,300万、歳入のほうで、これも2,300万ぐらいある、実際。でも、歳出で見ると1,900万ぐらいなんですけども、このあたりの整合性というか、そこをちょっと教えていただきたいんですけど。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 今回、大変複雑な状況になっております。当初から御説明しますと、当初は県の補助金がなかったものですから、市単独事業で予算1食60円分を持っておりました。9月ですかね、7、8、9の県の補助をするということで、1食100円の補助をするということで差額の40円分だけ歳出については増額し、歳入については全額を、事業費の3分の2を県から頂くような形になっております。今回は、その残りの4から6月、10から3月までのトータル1年分を県が助成するということになりますので、その分についての不足する歳出、それと総事業費に対する3分の2の県の負担分を頂いた

もので、歳入が2,300万と多く、歳出のほうが1,900万で少ないというような状況になっているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、その下の保育士資格取得の補助金ですけれども、これ、実績とかはありますか。執行率が分かれば。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 幾つかこの中にはメニューがございまして、大人の学び直し事業というのが一番皆さん思われるかなと思いますけれども、そちらは市内の大学と連携してやっておりますが、そちらはまだ対象者がおりません。今回は潜在保育士の復職補助というので、保育士資格を持った方が民間の保育園に勤められて1年たった方に助成するものが1件ございました。

以上でございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 1件ということなんですが、民間の保育所というのは市内のことによかったでしたっけ。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この所管部分については賛成としますけれども、ちょっと全体的な、補正全体を見て、ちょっと反対理由になるかもしれませんが、例えば、まごころサポート便もなかなか届いてないところがあるのではないかなと思うので、しっかりそのあたりは検証して、必要なところに届けるようにしていただきたいですし、保育士の資格取得もまだまだ、なかなか対象が難しいのかなと思うので、その辺をしっかり努力していただきたいというふうに思います。

以上です。この委員会所管部分については賛成です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 議案第22号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 令和7年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 4ページの交付金のところの減額です。普通交付金が943万ほどで努力支援分も523万ということなんですけども、このあたりがなぜ最初の想定よりも少なかったのかという理由を聞かせていただきたいんですけど。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） まず1点目の普通交付金についてでございますが、これは保険給付に対して10分の10交付されるものでございますが、令和6年度分の超過交付分があったものでございます。こちらで減をさせていただきまして、財源につきましては繰越金のほうで財源振替をしているものでございます。

それから、2点目の保険者努力支援分につきましては、令和6年度の実績を反映してのものでございます。努力支援のメニューですとか、ポイントの割り振り等々が変わったことにより見込みより減となったものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものといたしました。

続いて、議案第24号 令和7年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で今枝長寿課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 令和7年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 特会の4ページの徴収の保険料のところですけども、これも当初よ

り結構多く、1割以上も増額補正してるんですけども、見込みよりもかなり多く徴収があるということなんですが、そのあたりの理由はどういうふうに分かれていますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 後期高齢者の保険料につきましては、歳出のほうの後期高齢者医療広域連合納付金として全額納める形となっております。ですので、こちらの保険料徴収につきましては、広域連合の納付金を納めるのに不足のない額を直近までの動向等を見ながら計上させていただいたものでございます。

こうした背景といたしましては、被保険者数の増加、それから、所得の増加が背景にあるものと考えられますが、被保険者数の増につきましては当初予算でも見込んだとおりとなっております。ですので、何らかの所得、給与ですとか、年金とか、そういった所得が上がっていることが背景にあるのではと思われますが、それを裏づけるデータ等は特に持ち合わせておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 所得が多いというのは、例えば後期高齢者の中でも働いてる方が多いとか、想定より多いとか、そういうようなことなんでしょうかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 先ほど所得がと申し上げたのは、豊明市に特化してどうこうということではなく、働く高齢者が増えたこと、それから、近年の年金額の上昇等を含めて想定するところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

長時間にわたり、御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後零時 19 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

健康福祉委員会

委員長